



# 令和7年度高岡労働基準監督署における 災害復旧工事パトロールの重点事項



高岡労働基準監督署では、災害復旧工事が安全かつ健康に工事完了できるよう、災害復旧工事パトロールの重点事項を定めています。災害復旧工事パトロールでは、**重点事項**に関する指導を強化しておりますので確実な実施をお願いします！

## 重点事項1 車両用建設機械の用途外使用

クレーンモードに切り替えずに車両系建設機械で荷をつり上げていないか確認します。

## 重点事項2 石綿関係

解体部分の床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事または請負金額が100万円以上の建築物の改修工事等において石綿の事前調査結果を届出の有無を確認します。事前調査結果を掲示の有無も確認します。

パトロール時に建材等の石綿の有無が不明である場合、**アスベストアナライザー**を用いて確認します。

石綿を含有している建材等を解体するときに飛散防止措置の有無を確認します。

## 重点事項3 墜落防止措置

高さ2メートル以上の屋根上等の端、開口部等で作業を行う場合には、安衛則第519条に基づき、囲い、手すり、覆い等を設置の有無を確認します。なお、囲い、手すり、覆い等を設置することが困難である場合には、親綱等の設置の上、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させること等の措置の有無を確認します。

## 重点事項4 一側足場を使用

幅が1メートル以上の箇所では本足場の設置が可能な場合に一側足場を使用していないか確認します。

## 重点事項5 熱中症関係の法改正

令和7年6月1日から義務付けられた熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するための「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」の状況を確認します。